

第3 災害等により被保険者記録が滅失した場合における訂正処理基準・要領

1 訂正処理基準

国民年金被保険者記録に係る申立てであって、次の全ての要件に該当する事案であること。

- (1) 申立てのあった国民年金被保険者記録について、年金事務所等及び市町村において保管していた国民年金手帳番号払出簿(特殊台帳を含む。)及び国民年金被保険者名簿のいずれもが災害等によって滅失又は棄損したことにより、確認ができない場合
- (2) 災害等の発生した当時にその地域を管轄する年金事務所の管内に住所を有していたものと認められる場合
- (3) 申立てのあった国民年金被保険者記録が、災害等の発生年度以前のものである場合

2 訂正処理要領

次の(1)又は(2)に基づき記録の訂正を行うこと。

- (1) 資格記録(資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者種別)

ア 資格記録については、年齢が20歳以上60歳未満であること、日本国内に住所を有すること、被用者年金制度の被保険者資格を有していないこと、被用者年金制度の被保険者資格を有する者の配偶者でないこと等、法令に定める要件に該当していたことを申立人が所持する年金手帳、戸籍謄本又は戸籍の付票等の資料により事実確認した上でこれを認定すること

イ 事実確認を行うために必要な資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき資格記録を認定すること

- (2) 納付記録

納付記録については、申立人が保有する領収証書等の資料、年金事務所等及び市町村において確認可能なあらゆる資料等に基づき総合的に判断して納付記録を認定すること

なお、各種資料が存在しない場合は、法令に定める要件に反しない限り、申立人の申立内容に基づき納付記録を認定すること